

# 川崎競輪企業等協賛レース実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、川崎競輪の活性化及びファンの新規開拓、売上の向上を図ることを目的とし、協賛を希望する企業等（以下「協賛企業等」という。）から協賛を得て行う企業等協賛レース（以下「協賛レース」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 協賛レースは、企業等団体については企業名や商店等の屋号又は商品名等を節単位名に、個人については記念日等をレース名に使用したレースをいい、協賛の対象は川崎市主催の競輪とする。

- 2 協賛の対象は、記念競輪（4日間）は除く。
- 3 個人協賛レースは、決勝レースは対象としない。
- 4 レース名称は13文字以内とする。

## (協賛基準)

第3条 協賛レースの名称は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

### (1) 法令に違反するもの又は違反するおそれのあるもの

- ア 法律で禁止されている商品又は無認可商品、粗悪品及び不適切なサービスを提供するもの
- イ 法令等に基づく許可等を要するにもかかわらず、許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの

### (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

- ア 暴力、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定し、若しくは美化したものの
- イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれがあるもの
- ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの
- エ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
- オ 社会的に不適切なもの

### (3) 基本的人権を侵害するもの

- ア 人権侵害、名誉き損及び各種差別的なもの
- イ 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
- ウ 第三者の氏名、商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又は侵害するおそれがあるもの

### (4) 政治性、宗教性のあるもの

- ア 公の選挙又は投票の選挙運動又は投票運動に該当するもの又は該当するおそれがあるもの
- イ 政党その他の政治団体による政治活動に該当するもの又は該当するおそれがあるもの
- ウ 宗教団体による布教活動を目的とするもの

### (5) 社会問題についての主義主張

- ア 個人又は団体の意見
- イ 社会問題についての主義主張や係争中の声明
- ウ 国内世論が大きく分かれているもの

(6) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

ア 虚偽の内容を表示するもの

イ 法令等で認められていない業種・商法・商品

ウ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

エ 責任の所在及び内容や目的が不明確なもの

オ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの（国、地方公共団体その他公共の機関が別に認証等を行っている商品やサービス等に係るものを除く。）

(7) その他、前各号に属さないもので市営競輪に協賛するものとして適当でないと認められるもの

(申込方法)

第4条 協賛企業等は、企業等協賛レース申込書（第1号様式または第2号様式）（以下「申込書」という。）を協賛を希望する競輪開催日の3ヵ月前までに市長に提出する。

2 申込書は川崎競輪ホームページからダウンロードし記入のうえ、経済労働局公営事業部業務課まで持参、郵送あるいはメール等にて申し込むものとする。

(審査会)

第5条 川崎競輪場内に、協賛レースの内容等について審査することを目的とした川崎競輪企業等協賛レース審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の会長は経済労働局公営事業部長とし、委員は経済労働局公営事業部総務課長、経済労働局公営事業部総務課担当課長、経済労働局公営事業部業務課長及び日本競輪選手会神奈川支部とし、必要に応じて会長が招集し開催する。

(協賛レースの認定及び通知)

第6条 第4条の規定による協賛レースの申込みがあったときは、第5条の規定により審査会を開催し、第3条に規定する協賛基準に基づき審査し、協賛レースの認定の可否について決定する。

2 協賛レースの認定の可否を決定したときは、川崎競輪企業等協賛レース認定可否等通知書（第3号様式）により、申し込みをした協賛企業等に通知をする。

(協賛企業等の特典及び負担)

第7条 協賛企業等の特典及び負担は別表のとおりとする。

2 協賛品の選定にあたっては市と協議をする。

(協賛品の納入)

第8条 協賛の認定を受けた者（以下「協賛者」という。）は、指定期日までに協賛品を納入しなければならない。

(協賛者の責任)

第9条 協賛者は、協賛品の内容に責任を負うものとする。

(協賛の取消し)

第10条 市長は、審査会決定後、協賛が適当ではない事例が生じたときは、協賛の内容を取り消すこ

とができる。

(協賛品の返還)

第11条 納品された協賛品は、返還しない。ただし、協賛者の責めに帰すことのできない理由により、協賛できなかつたとき(開催中止等)は、この限りでない。

附 則

この要綱は、平成25年 月 日から施行する。

別表

**企業等**

特典	負担
<ul style="list-style-type: none"><li>出走表、場内テレビに協賛レース名を掲示</li><li>場内ポスター、HPへの掲示</li><li>CS放送内での企業等の活動内容や商品のPR(希望により)</li><li>表彰式のプレゼンター、記念撮影(希望により)</li><li>決勝レース及び表彰式を収録したDVDプレゼント</li></ul>	優勝選手への副賞 ファンサービス品の提供 (合わせて10万円以上)

**個人**

特典	負担
<ul style="list-style-type: none"><li>出走表、場内テレビに掲示</li><li>協賛レースを収録したDVDプレゼント</li></ul>	優勝選手への副賞 ファンサービス品の提供 (合わせて1万円程度)